

市会案第 1 号

鯖江市議会個人情報保護条例の一部改正について

鯖江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

提出者 鯖江市議会議会運営委員会
委員長 木村 愛子

提案理由

刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

鯖江市議会個人情報保護条例（令和 5 年鯖江市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。